

公益社団法人筑西市シルバー人材センター会費規程

(制定：公益法人設立登記日施行)

(一部改正：令和 5年4月1日施行)

(一部改正：令和 6年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人筑西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、別表に定める額とする。

(納入期日等)

第3条 会費は、毎年1回、当該事業年度開始日から6月末日までに納入するものとする。

2 入会した会員は、理事長から入会承認の通知を受け取った後、速やかに会費を納入しなければならない。

3 会員が退会するときは、既に納入した会費は返還しない。

4 会費は、配分金から控除する方法により納入することができるものとする。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正規定は、シルバー理事会の議決を経て、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、シルバー理事会の議決を経て、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

種 別	区 分	会 費 額
正会員	一般会員	年額 2,000円
	(但し、新規入会会員で 入会月が10月～12月の者)	(年額 1,000円)
	(但し、新規入会会員で 入会月が1月～3月の者)	(年額 0円)
	ゴールド会員	年額 0円
特別会員		年額 2,000円
賛助会員		一口 5,000円